

森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業
事業者公開募集要項

平成13年11月15日

東京都下水道局

目 次

1	事業の概要	1 頁
2	応募者の資格	2 頁
3	日程	3 頁
4	応募の手続等	4 頁
5	応募に当たっての留意点	8 頁
6	提案に関する条件	9 頁
7	提案価格の算出方法	15 頁
8	提案の審査	21 頁
9	提出書類	23 頁
別紙	質問書	
様式 1	参加表明書	

1 事業の概要

(1) 件名

森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業

(2) 事業の内容

ア 常用発電設備の設計・建設

民間事業者は、森ヶ崎水処理センター（以下「センター」という。）に、その設計による常用発電設備（以下「本設備」という。）を建設し、所有権を東京都下水道局（以下「都」という。）に移転する。なお、本設備のうち、非常用発電に相当する部分については、都が民間事業者より有償で引き渡しを受けるものとする。

イ 常用発電設備の運営及び維持管理

民間事業者は、都に所有権移転された本設備を事業者の責任と費用負担において運営及び維持管理し、都に電力及び温水を供給する。都は、この電力及び温水の対価を選定事業者を支払う。

ウ 汚泥消化ガス・処理水の活用

電力及び温水の供給に当たって、都は民間事業者に汚泥消化ガス及び処理水を提供する。汚泥消化ガスについては全量利用し、処理水の利用量についてはその提案によるものとする。汚泥消化ガス及び処理水の具体的な利用方法は、民間事業者の提案によるものとする。

なお、汚泥消化ガスとは下水汚泥の処理過程で消化槽から発生するメタンガスを主成分とするガスを指し、処理水とはセンター内で処理された水を指す。

(3) 事業場所

東京都大田区昭和島二丁目5番1号 森ヶ崎水処理センター東処理施設内
詳細な事業場所は、「資料集」の資料1「事業場所の平面図」を参照のこと。

(4) 事業規模

「6 提案に関する条件」に掲げるとおり。

(5) 事業期間

- ア 建設期間 契約締結の日の翌日から運用開始の日の前日まで
- イ 運営期間 運用開始の日から20年を経過する日まで

2 応募者の資格

応募者は、法人又はグループで、次の(1)から(6)までのすべてに該当するものであることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、提案書の受付時に東京都下水道局競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 都との間でこの事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者又はグループの構成員として参加していないこと。なお、この事業に関してアドバイザー契約を締結した企業及び当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業は、次に掲げるとおりである。

ア 株式会社第一勧銀総合研究所

イ 日本環境技研株式会社

ウ 三井安田法律事務所

- (4) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にないこと。
- (5) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、最近1年間において事業税を滞納していないこと。
- (6) 応募者又はグループの構成員のいずれかが、別の応募者又はグループの構成員として重複参加していないこと。

3 日程

事業者選定の日程

公開募集要項配布	平成13年11月15日(木)～11月16日(金)
様式集及び資料集配布 (参加表明書提出)	11月21日(水)～11月22日(木)
現場説明会	11月27日(火)
募集要項等への一回目質問受付	11月30日(金)(締切)
一回目質問回答書配布	12月21日(金)
追加資料(条件規定書 及び審査基準等)配布	平成14年 1月
募集要項等への二回目質問受付 及び回答書配布	平成14年 2月
提案書等受付	平成14年 3月上旬
審査結果通知 (優先交渉権者決定)	平成14年 3月下旬
事業者選定及び事業契約締結	平成14年度前半

(注)1 提案書受付後、提案内容に関する質疑等を行う場合がある。

(注)2 応募状況によっては、日程を変更する場合がある。

4 応募の手続等

(1) 参加表明書の提出

応募する者は、次の参加表明書の提出が必要となる。

グループで応募する場合は、その代表者となることを予定している者が、参加表明書を提出することが必要となる。代表者となることを予定していない者については、必ずしも参加表明書の提出は必要ない。

なお、提出した者が応募しないことは可能である。

参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）に対して、別冊「様式集」及び「資料集」を配布する。

ア 日時

平成13年11月21日(水)から11月22日(木)まで

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

イ 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎7階 東京都下水道局計画調整部計画課

ウ 提出書類

参加表明書関係書類一式（9(1)に掲げる書類）

(2) 現場説明会

現場説明会は次のとおり行うこととする。参加表明者は必ず現場説明会に参加すること。また、参加にあたり、配布済みのこの要項（別冊様式集及び資料集を含む。）を持参すること。

現場説明会への出席者は、参加表明者に限る。なお、参加表明の状況によっては、1法人当たりの出席者を制限することがある。

ア 日時

平成13年11月27日(火) 午後3時

イ 集合場所

東京都大田区昭和島2-5-1 森ヶ崎水処理センター内

東京モノレール昭和島駅前

説明会当日は、森ヶ崎水処理センター内の事業場所において説明を行う。

(3) 質問及び回答

この要項（別冊様式集及び資料集を含む。）、条件規定書、審査基準等に関する質問及び回答は、次により行うこととする。

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、必ず質問書（別紙）を、電子メール、郵送又は持参により提出する。郵送又は持参による場合は、質問書の内容を記録したフロッピーディ

スクも併せて提出すること。これ以外の方法（電話、口頭等）は受け付けないので注意のこと。

なお、質問は、参加表明者からのみ受け付けることとする。

イ 受付期間

(ア) 1回目質問受付

11月30日（金）まで（必着）

質問の受付は、いずれも午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとする。

受付場所において電子メールを受信できなくなった場合には、都から対応方法を連絡する。受信した電子メールには受け付けた旨を返信する。

(イ) 2回目質問受付

平成14年2月

ウ 受付場所

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎7階 東京都下水道局計画調整部計画課

電話 03(5320)6608（ダイヤルイン）

メールアドレス pfi@gesui.metro.tokyo.jp/

エ 回答

回答は、参加表明者に対してのみ、次の日時及び場所において、回答書を配布する。電話や口頭での回答など個別対応は行わない。

なお、都が意見と判断した質問に対しては、回答は行わない。

(ア) 1回目質問に対する回答

a 日時

平成13年12月21日（金）

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

b 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎7階 東京都下水道局計画調整部計画課

(イ) 2回目質問に対する回答

平成14年2月

(4) 条件規定書及び審査基準等の配布

事業契約に規定すべき主な条件等を示した条件規定書、優先交渉権者選定に当たった審査基準その他の追加資料を次のとおり参加表明者に対して配布する。

ア 配布予定

平成14年1月

イ 配布場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎7階 東京都下水道局計画調整部計画課

(5) 提案書等の提出

応募する者（グループで応募する場合は、その代表者）は、次により提案書その他の必要書類を提出すること。

ア 提案の受付

平成14年3月上旬

イ 受付場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎7階 東京都下水道局計画調整部計画課

ウ 提出書類

「9 提出書類」のとおり

(6) 審査の結果通知等

ア 審査結果の通知

審査の結果は、応募者に文書で通知する。グループで応募した場合は、その代表者に通知する。

イ 応募の概況等の公表

応募の概況、審査結果の概要、選定事業者及びこれに係る提案内容の概要等については、適宜公表する。

(7) 事業契約の締結

ア 応募者の要件

この事業に応募する者は、単一の法人又は複数の法人から構成されるグループとする。なお、応募者を構成する法人（以下「構成員」という。）の数に拘わらず、都と応募者が、この事業実施に係る契約（以下「事業契約」という。）を締結する際には、事業の遂行を目的とする商法（明治32年法律第48号）上の株式会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。

応募者がグループとなる場合、構成員の中から代表者を決めること。

イ 応募者とSPCの同一性

事業契約の締結にあたって、SPCはその出資者が応募者の構成員だけである等、実質的に応募者との同一性を有すると認められる必要がある。

ウ 次順位の応募者との協議

事業契約の内容に関する協議が成立しない場合又は事業契約締結までに優先交渉権者又はその構成員のいずれかの者が応募の資格を失った場合は、次順位の応募者と協議を行うことがある。

エ 予算の成立

事業契約は、この契約に必要な予算措置が東京都議会で可決された後に締結するものとする。

(8) その他

都が配布する様式集、資料集、質問回答書、条件規定書、審査基準その他の追加資料は、募集、審査、契約等の手続、条件等に関し、この要項と一体のものとして扱うこととする。

5 応募に当たっての留意点

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の変更の禁止

応募に当たって提出した書類の内容の変更は認めない。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

(4) 使用言語及び単位

この事業に関して使用する言語は日本語とし、この事業に関して使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

(5) 著作権

応募者から応募に当たって提出された書類中の著作物の著作権は、都に帰属しない。ただし、都は、提出された書類中の著作物を無償で、公表し、及び複製、公衆送信その他の方法により使用することができるものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、返却しない。

(7) 資料の取扱い

都が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

6 提案に関する条件

提案の内容は、次の条件を満たすことが必要となる。

(1) 事業の運営に関する条件

事業に伴う履行場所

事業者は、都が指定する事業場所において、本設備の建設、運営及び維持管理並びに電力及び温水の供給を履行しなければならない。

また、この事業の履行以外の目的に使用してはならない。

供給に関する条件

本設備により製造した電力及び温水は、センター以外への供給は行わないものとする。

ア 電力の供給に関する条件

(ア) 供給能力

a 常時

(「常時」とは非常時以外の時をいい、「非常時」とは電気事業者からの電力供給停止時をいう。以下同じ。)

電力供給能力 事業者の提案による

b 非常時

電力供給能力 外気温度34℃で9,000kW

c 供給電圧 6.3kV

d 配電方式 交流3相3線

e 回線数 1回線

f 周波数 50Hz

なお、電力の供給能力とは、事業者が必要とする本設備及び補機類等で必要な電力を除いたものとする。

(イ) 電力供給の考え方

a 常時

事業者は、センターの電力需要に合わせて、電力事業者の系統へ逆潮流しない範囲で電力を供給することができる。

運転停止時に降雨等により突発的に大きな電力需要が発生する場合でも、契約電力を超過して電力事業者から受電することがないように、契約電力の設定、本設備の能力、運営体制等を適切に計画すること。

b 非常時

始動に必要な電力、圧縮空気等を、事業者の責任により確保し速やかに電力の供給を開始すること。なお運転継続時間は18時間以上とし、運転に必要な燃料の種類及び補給体制は事業者の提案とする。

イ 系統連系等に関する条件

(ア) 系統連系の考え方

- a 事業者は、センター内にある変電所の6.3kV高圧配電線と系統連系すること。
- b 非常時に本設備の保護のため必要があれば、電力の供給を一旦停止し、その後、センター内の電力需要に対して、順次電力の供給を開始してもよい。

(イ) 現行契約電力の変更

都は、事業者の提案に基づき、電気事業者との現行契約電力を変更する。

(ロ) 自家発補給電力契約

都は、事業者の提案に基づき、電気事業者と東京電力株式会社の特別高圧自家発補給電力B契約に相当する契約を締結する。この契約に基づき、事業者の責に帰する事由により自家発補給電力を受けた場合の電気事業者に支払う電力量料金及び基本料金増額分は、事業者の負担とする。

(ハ) 連系契約

事業者が設置する本設備は、電気事業者の特別高圧電線路に電氣的に接続するため、東京電力株式会社の電気需給約款に基づく連系契約に相当する契約を、都が電気事業者と締結する。

(ニ) 力率

本設備の送電端力率は96%以上とすること。

ウ 温水の供給に関する条件

供給能力

(ア) 常時

- a 温水供給能力 30,000MJ/h
- b 温水供給温度 80 (温水返送温度 50)
- c 温水供給圧力 最大0.3MPa(ゲージ圧)

(イ) 非常時

温水供給能力 非常時における供給は免除する。

(ロ) 用途 汚泥消化槽の加温

(ハ) 期間 通年

(ニ) 時間帯 24時間

エ 燃料に関する条件

(ア) 汚泥消化ガス

都は、運営期間中において、非常時を除き汚泥消化槽において発生した下記に示す汚泥消化ガスを事業者に供給する。

- a 供給量 1時間当たり最大1,790m³(N)とする。
詳細は資料集(資料-12)を参照
なお、供給する汚泥消化ガスは、全量有効利用すること。
- b 成分 資料集(資料-14)を参照
(ただし、成分については変動することが予想される)
- c 圧力 12kPa(ゲージ圧)
- d 期間 通年
- e 時間帯 24時間
- f 利用方法 事業者の提案による。ただし、硫化水素、シロキサン等に対し適切な対策を行うこと。
- g 単価 無償とする。

(イ) その他の燃料

常時又は非常時に拘わらず本設備で使用する燃料の種類は、事業者の提案によるものとする。ただし、非常時において18時間以上の連続運転が可能な燃料の補給体制を確立すること。

燃料の補給・調達を配管の引き込みにより行う場合は、センター内の配管等敷設予定図(資料-5(3))に従って事業者の責任において整備すること。

なお、燃料のひとつである都市ガス単価については、燃料供給会社と現在調整中であり、現場説明時に提示する予定である。

オ 処理水に関する条件

事業者は、提案により処理水を無償で 사용할 ことができる。なお、センターにおける現状の処理水の最大供給能力は、1日当たり1,000m³であり、脱臭棟の処理水タンクより供給する。

(処理水の水質データについては、資料集(資料-15)を参照)

カ ユーティリティに関する事項

(ア) 水道水

事業者は、水道水が必要な場合、センター内の配管等敷設予定図(資料-5(3))に従って、自らの責任において水道配管の引き込みを行うこと。

(イ) 電力

事業者は、電力が必要な場合、自らの責任において引き込みを行うこと。

事業の運営体制等

ア 運転管理体制

情報連絡、応急処置及び運転停止時に確実に運転再開が可能となる運転管理の体制を確立すること。また、必要な資格者を配置すること。

イ 保全管理体制及び緊急連絡網

供給設備に事故及び故障が発生した場合の、技術者の参集、部品調達等の保全管理体制及び緊急連絡網を確立すること。

(2) 建設工事に関する条件

取合点及び計量に関する条件

ア 電力

事業者が都へ供給する電力の取合点は、事業者が事業場所の敷地境界に設置する供給盤とし、都は、当該供給盤に電力ケーブルを接続する。

なお、事業者は、電力ケーブルに電力量計を設置し、供給電力を計量する。

イ 温水

都と事業者との間の温水供給及び返送温水の取合点は、事業者が事業場所の敷地境界に設置する各々の管理用区分バルブとし、都は、当該管理用区分バルブのフランジに温水供給配管及び温水返送配管を接続する。

なお、事業者は、温水供給配管に熱量計を設置し供給熱量を計量する。

ウ 汚泥消化ガス

都と事業者との間の汚泥消化ガスの取合点は、都が事業場所の敷地境界に設置する管理用区分バルブとし、事業者は、当該管理用区分バルブのフランジに汚泥消化ガスの配管を接続する。

エ 処理水

都と事業者との間の処理水の取合点は、都が事業場所の敷地境界に設置する管理用区分バルブとし、事業者は、当該管理用区分バルブのフランジに処理水の配管を接続する。

オ 排水

事業者が設置する設備等からの排水は、公共下水道に係る水質基準等に適合するように処理した後、事業場所近傍の新着水井の放流口へ放流するものとする。

なお、事業者は新着水井の放流口の高さまで揚水するものとする。（新着水井の放流口の高さ等の詳細は資料集（資料 - 5（2））を参照）。

カ 制御信号等

都と事業者との間で、都及び事業者が必要とする制御信号等の取合点は、事業者が敷地境界に設置する制御信号中継端子盤とし、都は、当該端子盤に制御ケーブル等を接続する。

建設に係る資材置場等

都は、建設期間中に必要となる資材置場等について、事業者と協議のうえ、無償で使用を許可する。

試運転時の電力及び温水の引き取り

都は、試運転により生じた電力及び温水は引き取らないものとする。

なお、以下の事項についても考慮すること。

仕様に関する事項

本設備を設置・運営するに当たっては、関係法令等に基づき適用する基準、規程、規格によること。

耐震に関する事項

本設備の耐震設計に当たっては、「自家用発電設備耐震設計のガイドライン(日本内燃力発電設備協会)」に準拠すること。

近接施工に関する事項

事業者は、近接するモノレールの軌道桁及びその他の建築物に対して、(社)日本トンネル技術協会発行の「地中送電線土木工事における構造物近接部設計指針・施工指針(昭和60年10月)」により十分に配慮をして設計すること。施工に当たっては東京モノレール(株)と協議すること。

(3) 環境に関する条件

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)を遵守するとともに、以下の条件も満たすこと。

騒音及び振動に関する条件

センターの敷地境界において都市計画法で定める工業地域に適用される規制基準を遵守すること。

白煙防止に関する条件

事業者は、事業場所に設置する設備の白煙防止の対策を講じること。

森ヶ崎水処理センターの環境マネジメントとの協力

この事業を遂行するため設立したSPCは、事業開始後速やかにセンターの環境マ

ネジメントシステムと整合するよう協議の上、ISO14001の認証を取得すること。

(4) その他の条件

官公署その他の関係機関に対する手続等

本設備の設置及び運転並びに業務の開始に当たって必要となる官公署その他の関係機関への許可申請手続等は、事業者の責任において行うこと。

保険

事業者は事業運営に関して、施設賠償責任保険の契約を締結すること。

(5) 遵守すべき関係法令

事業者は、この事業を実施するにあたって、以下の関係する法令等を遵守すること。
下水道法（昭和33年法律第79号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、
振動規制法（昭和51年法律第64号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、
都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、
航空法（昭和27年法律第231号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
（平成12年東京都条例第215号）、東京都景観条例（平成9年東京都条例第89号）、
その他の関係する法令等。

7 提案価格の算出方法

提案価格の算出は次の方法により行うこと。

なお、消費税は収入及び支出の全てにおいて算入しないものとする。

(1) 電力及び温水料金等の算出

ア 電力料金及び温水料金の考え方

この事業では、都が事業者を支払う電力及び温水の料金は、基本料金及び従量料金からなるものとする。

イ 基本料金

基本料金とは、事業者が都に供給した電力及び温水の供給実績に拘わらず、原則として本設備が電力及び温水を供給可能な状態である限り支払われる料金である。

基本料金の算出方法は(2)によるものとする。

ウ 従量料金

従量料金とは、事業者が都に供給した電力及び温水の供給実績に応じて事業者を支払われる料金である。

従量料金の算出方法は(3)によるものとする。

(2) 基本料金の算出方法

基本料金は各事業年度の固定費用に毎年の物価上昇率を反映したものに相当する金額とする。

「基本料金計算書」(様式5-4)に従い、次により算出すること。

ア 固定費用の算出

事業者の物価上昇率を反映する前の固定費用を「固定費用算出書」(様式5-6)に基づいて算出すること。固定費用は次に掲げる費用とする。

なお、原材料費(燃料費、薬品代等)は変動費用とする。

(ア) 減価償却費相当

a 考え方

事業者が資産として計上することが適切であると判断したものを事業期間中に亘って費用化する。減価償却相当期間や残存簿価等は応募者が適切と考えるものを設定すること。

b 算出・記載方法

- ・「固定費用算出書」(様式5-6)の「1 減価償却費相当」(算出根拠を記載)
- ・「基本料金計算書」(様式5-4)の「1 減価償却費相当」(金額を記載)
- ・「事業収支計画書」(様式5-3)の「1 損益計算書 (4) 営業経費
ア 減価償却費相当」及び「2 資金収支計画書 (1) 資金の調達

エ 減価償却費相当」(金額を記載)

(イ) 運転維持費

a 考え方

運転維持費は、事業者がこの事業を行う上で、電力及び温水の供給量に拘わらず発生する費用を指し、具体的には定期点検費、労務費、修繕費、委託作業費、保険料等があげられる。

提案におけるこれらの運転維持費の費用区分は応募者が適切と考えるものを事業ごとに特定するものとする。

b 算出・記載方法

- ・「固定費用算出書」(様式5-6)の「2 運転維持費 (1) 費用1」から「同左 (6) 費用6」(費用名・算出根拠を記載)
- ・「基本料金計算書」(様式5-4)の「2 運転維持費 (1) 費用1」から「同左 (6) 費用6」(金額を記載)
- ・「事業収支計画書」(様式5-3)の「1 損益計算書 (4) 営業経費 イ 運転維持費」(金額を記載)

(ウ) 支払金利

a 考え方

支払金利は、事業者がこの事業を行う上で、金融機関等からの借入に係る支払金利を指す。借入れる予定の金融機関等や返済期間等は応募者が適切と考えるものを設定すること。

b 算出・記載方法

- ・「固定費用算出書」(様式5-6)の「3 支払金利」(算出根拠を記載)
- ・「基本料金計算書」(様式5-4)の「3 支払金利」(金額を記載)
- ・「事業収支計画書」(様式5-3)の「1 損益計算書 (6) 営業外収支 イ 営業外支出」(金額を記載)

イ 物価上昇率の反映

運転維持費の内、定期点検費、労務費、修繕費及び委託作業費に相当する費用については物価上昇率を反映させること(「基本料金計算書」(様式5-4)の「2 運転維持費」)。

提案における各項目の物価上昇率は年当たり1.0%とする。

ウ 基本料金合計額

物価上昇率反映後の固定費用の額を基本料金合計額とする(「基本料金計算書」(様式5-4)の「4 基本料金合計額」)。

エ 基本料金の電力及び温水料金への配分

各年度の基本料金合計額を、事業期間全体の電力及び温水の従量料金見込合計額の比率により次の通りに配分し、これを各年度の電力、温水のそれぞれの基本料金とすること(「基本料金計算書」(様式5-4)の「5 基本料金の電力・温水基本料金への配分」)。

(ア) 電力基本料金 = 基本料金合計額 × (電力従量料金見込合計額 / 電力及び温水従量料金見込合計額)

なお、電力従量料金見込合計額は、「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「1 電力従量料金 (3) 電力従量料金収入」の合計額、電力及び温水従量料金見込合計額は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「3 電力及び温水従量料金収入」の合計額。

(イ) 温水基本料金 = 基本料金合計額 × (温水従量料金見込合計額 / 電力及び温水従量料金見込合計額)

なお、温水従量料金見込合計額は、「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「2 温水従量料金 (3) 温水従量料金収入」の合計額、電力及び温水従量料金見込合計額は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「3 電力及び温水従量料金収入」の合計額。

(3) 従量料金の算出方法

「従量料金計算書」(様式5 - 5)に従い、次の方法により算出すること。

ア 電力及び温水供給量

応募者が提案する「電力及び温水供給計画」(様式4 - 3)で示される電力供給量及び温水供給量とすること。

電力供給量は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「1 電力従量料金 (1) 電力供給量」、温水従量料金単価は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「2 温水従量料金 (1) 温水供給量」に記載すること。

イ 従量料金単価

応募者が電力従量料金単価、温水従量料金単価を設定すること。なお、従量料金単価は小数点第2位までとする。

電力従量料金単価は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「1 電力従量料金 (2) 電力従量料金単価」、温水従量料金単価は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「2 温水従量料金 (2) 温水従量料金単価」に記載すること。

ウ 従量料金の合計

電力及び温水それぞれについて、電力供給量及び温水供給量に、それぞれの従量料金単価を乗じた金額を各事業年度の電力従量料金及び温水従量料金とすること。

電力従量料金は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「1 電力従量料金 (3) 電力従量料金収入」、温水従量料金は「従量料金計算書」(様式5 - 5)の「2 温水従量料金 (3) 温水従量料金収入」に記載すること。

(4) 料金の変更等

提案に当たっては、水道料金、燃料料金等の改定を提案価格積算上考慮しないものとし、同一の従量料金単価を、全事業期間にわたって適用すること。

(5) 提案価格の算出

提案価格とは、この事業に関する都の事業期間中（20年間）の実支出（支出から収入を差引いたもの）の合計額とする。

提案価格の算出は「提案価格積算内訳書」（様式5-2）に従い、次の方法により算出すること。

なお、資産金額とは「事業収支計画書」（様式5-3）の「3 投資計画及び資金調達計画（1）固定資産」の金額をいう。

ア 都の収入

(ア) 起債収入

（「提案価格積算内訳書」（様式5-2）の「1 東京都の収入（1）起債収入」）。

次に掲げる算式を用いて算出すること

a 非常用・常用発電兼用の発電設備を設置する場合

$$\text{起債収入} = \text{資産金額} \times (9,000 / \text{事業者の提案する発電施設の電力供給能力}) \\ \times 0.5 \times 0.9$$

b 非常用発電専用の設備を設置する場合

$$\text{起債収入} = \text{非常用発電専用設備の資産金額} \times 0.5 \times 0.9$$

イ 都の支出

(ア) 施設建設費

a 国庫補助金相当額

（「提案価格積算内訳書」（様式5-2）の「2 東京都の支出（1）施設建設費 ア 国庫補助金相当額」）

次に掲げる算式を用いて算出すること。

なお、都は現在国庫補助金の導入に向けて準備を進めているところである。

(a) 非常用・常用発電兼用の発電設備を設置する場合

$$\text{国庫補助金額} = \text{資産金額} \times (9,000 / \text{事業者の提案する発電施設の電力供給能力}) \\ \times 0.5$$

(b) 非常用発電専用の設備を設置する場合

$$\text{国庫補助金額} = \text{非常用発電専用設備の資産金額} \times 0.5$$

b 起債相当額

（「提案価格積算内訳書」（様式5-2）の「2 東京都の支出（1）施設建設費 イ 起債相当額」）

起債収入の算式を用いること。

c その他の支出額

（「提案価格積算内訳書」（様式5-2）の「2 東京都の支出（1）施設建設費 ウ その他の支出額」）

次に掲げる算式を用いて算出すること。

(a) 非常用・常用発電兼用の発電設備を設置する場合

$$\text{その他の支出額} = \text{資産金額} \times (9,000 / \text{事業者の提案する発電施設の電力供給能力})$$

$$\times 0.5 \times 0.1$$

(b) 非常用発電専用の設備を設置する場合

$$\text{その他の支出額} = \text{非常用発電専用設備の資産金額} \times 0.5 \times 0.1$$

(イ) 起債償還費

a 起債に係る金利支払い

(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「2 東京都の支出 (2) 起債償還費 ア 起債に係る金利支払」)

起債金利を1.5%として算出する。なお金利の変動は考慮しない。

b 起債に係る元金返済

(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「2 東京都の支出 (2) 起債償還費 イ 起債に係る元金返済」)

返済方法を10年目に当初起債額(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「1 東京都の収入 (2) 起債収入」)の44%を返済し、20年目に残額の56%を返済するものとして算出する。

(ウ) 事業者からの電力及び温水購入代金

この項目は、事業者が供給する電力及び温水を購入する対価として都が支払う金額(基本料金と従量料金の合計額)とする。(2)エ(ア)及び(イ)で算出された基本料金と従量料金と同じとすること。

(I) 電気事業者へ支払う料金

a 特別高圧電力料金

(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「2 東京都の支出 (4) 電力会社へ支払う料金 ア 特別高圧電力料金」)

この項目は、都が電気事業者から電力を購入する対価として都が支払う金額とする。「電気事業者からの電力購入算出書」(様式5-8)において算出した金額を転記すること。

この料金の額は、応募者が提案する発電パターンに対応して決定される電気事業者からの買電量に電力量購入単価を乗じて算出すること。

また、この料金の算定に当たっては、現在の東京電力株式会社の電気需給約款による料金体系を事業期間全てにわたって適用すること。

b 自家発補給電力契約の基本料金

(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「2 東京都の支出 (4) 電力会社へ支払う料金 イ 自家発補給電力契約の基本料金」)

この項目は、事業期間中にわたって都が負担する、自家発補給電力契約の基本料金(補給を受けない場合)を計上すること。基本料金の額は次のとおり算出する。

自家発補給電力基本料金(月額)

$$= \text{自家発補給電力} \times \text{特高基本料金} \times 1.1 \times 0.2 \times \text{力率割引}$$

$$= \text{提案値 (kW)} \times 1,550 \text{ (円/kW)} \times 1.1 \times 0.2 \times 0.89$$

また、この料金の算定に当たっては、電気事業者の東京電力株式会社の特別高圧自家補給電力B契約に相当する料金体系を事業期間全てにわたって適用すること。

定期点検等で補給を受けた場合の電力量料金及び基本料金増額分は、事業者の経費として算入すること。

c 連系契約のアンシラリーサービス料金

(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「2 東京都の支出 (4) 電力会社へ支払う料金 ウ 連系契約のアンシラリーサービス料金」)

この項目は、事業期間にわたって都が負担する、連系契約に基づくアンシラリーサービス料金とする。アンシラリーサービス料金の額は次のとおり算出する。
アンシラリーサービス料金(月額)

$$= (\text{発電設備容量 自家発補給契約電力}) \times 50 (\text{円/kW})$$

ウ 東京都の実支出額

イで算出された合計額(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「2 東京都の支出 支出合計」)からアで算出された合計額(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「1 東京都の収入 収入合計」)を差引いて毎年度の東京都の実支出額とする。(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「3 東京都の実支出額」)。

エ 現在価値への割引及び各年度の現在価値の合計

毎年度のウの金額に割引率を4%として算出した複利減価係数(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「4 複利原価係数」)を乗じて、各年度の都の支払う費用の現在価値を算出し(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「5 東京都の実支出額の現在価値」)、各年度の現在価値を合計した金額を、提案価格とすること(「提案価格積算内訳書」(様式5-2)の「6 各年度の現在価値合計」)。

オ 提案価格積算書の作成

「提案価格積算書」(様式5-1)に記入する金額は、エで算出した提案価格の1千万円未満を切り捨てた額とすること。

8 提案の審査

応募者から提出された提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、「森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業提案審査委員会」において行う。

この事業の募集において応募者がいない場合又は審査の結果によりすべての提案が都の財政負担の縮減を達成できないと判断した場合は、優先交渉権者の決定を行わず、特定事業の選定を取り消すことがある。

(1) 審査の基本的考え方

審査方法の詳細は追って公表するが、次に掲げる方法を予定している。

まず、応募者全員に対して(2)アの応募事業者に対する審査を行い、資格審査を通過した応募者の提案について(2)イの提案内容に対する審査の項目(必須項目)をすべて満たしているか否かを審査する。この必須項目をすべて満たす提案について、別に定める加点事項に照らして採点を行い、上位数社を選定のうえ、7(5)で算出した提案価格が最小となる提案をした者を優先交渉権者として決定する。

(2) 主な審査項目

ア 応募事業者に対する審査

(ア) 資格審査

- a 応募者の資格
- b 応募に必要な全ての書類の提出

イ 提案内容に対する審査

(ア)及び(イ)に掲げる審査項目のうち、必須事項として予定している項目は次のとおりである。

(ア) 技術提案審査

A 本設備

- a 常時の電力供給の考え方
- b 非常時の電力供給の考え方及び供給能力(燃料供給体制を含む)
- c 温水の供給能力
- d 消化ガスの全量有効利用
- e センターとの取合
- f 環境対策
- g 耐震性(関係法令との適合)

B 運転管理計画

- a 供給計画
- b 管理計画
- c 事故時及び故障対策

- (1) 事業計画提案審査
 - A 技術提案との整合性
 - B 経費の積算方法
 - C 事業収支計画の安定性
 - D 「提案価格積算内訳書」と「事業収支計画書」の整合性

9 提出書類

参加表明書提出及び応募に当たって、提出する書類及び内容は、次のとおりである。

(1) 参加表明書提出時に提出する書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 法人登記簿謄本（平成 13 年 8 月 20 日以降平成 13 年 11 月 20 日までに交付されたもの）

(2) 応募に当たって提出する書類

ア 資格審査書類 一式

(ア) 資格審査申請書（様式 2）

(イ) 定款（最新のもの）

(ウ) 会社概要（最新のもの）

(エ) 印鑑証明書（この要項の配布日以後に交付されたもの）

(オ) 使用印鑑届（実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。様式は随意）

(カ) 法人税納税証明書（地方税に係るものを含む。この要項の配布日以後に交付されたもの）

(キ) 法人登記簿謄本（この要項の配布日以後に交付されたもの）

(ク) 貸借対照表（直近実績 3 年分）

(ケ) 損益計算書（直近実績 3 年分）

(コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案（直近実績 3 年分）

(サ) グループ構成員表（グループで応募する場合に限る。様式 2 - 2）

イ 提案書提出届（様式 3） 1 部

ウ 技術提案書 30 部

この事業においては、()民間の資金、技術、経営ノウハウ等の活用による低廉な電力の確保、()未利用エネルギーである汚泥消化ガスを有効利用し、地球環境保全に貢献、()自主電源の確保による処理場運営の信頼性の向上、を主たる目的に掲げているため、応募者は、この点を十分に考慮した計画を行い、技術提案書を作成すること。

(ア) 設備計画

a 計画概要（様式随意）

b システムフロー図（様式随意）

c 単線結線図（様式随意）

d 主要機器仕様表（様式 4 - 1）

e 主要機器実績表（様式随意）

f 非常時における始動方法（様式随意）

- (ウ) 建設計画
 - a 本設備等配置平面・立面図 (様式随意)
 - b 工事工程表 (様式4 - 2)
 - c 耐震設計の考え方 (様式随意)
- (I) 運転管理計画
 - a 電力及び温水供給計画 (様式4 - 3)
 - b 電力及び温水供給の考え方 (様式随意)
 - c 汚泥消化ガス有効利用方法 (様式4 - 4)
 - d 運転管理保全体制及び部品調達体制 (様式随意)
 - e 必要資格リスト (様式随意)
 - f 定期点検スケジュール・内容 (様式随意)
 - g 緊急連絡体制 (様式随意)
 - h 契約電力 (様式4 - 5)
- (オ) 環境対策その他
 - a 環境保全性 (様式4 - 6)
 - b 敷地境界における騒音及び振動計算書 (様式随意)
 - c 白煙防止の考え方 (様式随意)
 - b 景観対策の考え方 (様式随意)

エ 事業計画提案書 30部

提出する事業計画提案書は、応募者が最適と考える1案とし、事業計画提案書の作成方法については、「7 提案価格の積算方法」及び別冊「様式集」に従うこと。

- (ア) 事業計画概要
 - a 応募に当たっての基本的考え方 (様式随意)
 - b トータルコスト縮減に関する考え方 (様式随意)
 - c 資金調達に関する考え方
(出資金、借入金等の区分を示すこと) (様式随意)
 - d 事業の安定性確保に関する考え方 (様式随意)
- (イ) 提案価格積算書 (様式5 - 1)
- (ウ) 提案価格積算内訳書 (様式5 - 2)
- (I) 積算内訳書 (様式5 - 2 - 2)
- (オ) 事業収支計画書 (様式5 - 3)
- (カ) 基本料金計算書 (様式5 - 4)
- (キ) 従量料金計算書 (様式5 - 5)
- (ク) 固定費用算出書 (様式5 - 6)
- (ケ) 原材料費等算出書 (様式5 - 7)
- (コ) 電気事業者からの電力購入算出書 (様式5 - 8)

- (ウ) 事業実績表 (様式5 - 9)
(エ) 関心表明書 (様式5 - 10)

(3) 提出に当たっての留意点

- ア 提出書類のうち、技術提案書及び事業計画提案書（以下これらを「提案書」という。）は、A4判（図面等を折り込んで添付する場合は、A3判も可）とし、左とじで、応募者名を記入した表紙、目次及びページ番号を付すること。
- イ 提案書のうち様式を指定したものについては、その内容を(2)ウ又は(2)エに掲げるものごとに区分して保存したフロッピーディスクを、それぞれにつき1枚ずつ作成し、提出すること。
- ウ 事業計画提案書の正本1部については、袋とじにした上、契印を押すこと。
- エ 提案書においては、添付した表紙を除き、原則として提案者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用はしないこと。